

那賀町相生地区 地域福祉活動計画

令和4年度(2022年)～令和8年度(2026年)

【基本理念】

すべての人にやさしい福祉のまちづくり

～お互いさまの社会の実現に向けて～



地域福祉活動計画とは・・・

- 「誰もが安全に安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、地域にかかわるすべての人が参画・協働して取り組む民間の活動・行動計画(具体的な取組を示すもの)です。
- 地域住民が地域で行動を起こす指針となるのが「地域福祉活動計画」です。
- 地域福祉活動における地図のようなものです。

この計画は住民座談会(ワークショップ)や策定委員会のご意見をもとに策定しました。



【相生地区】地域福祉活動計画

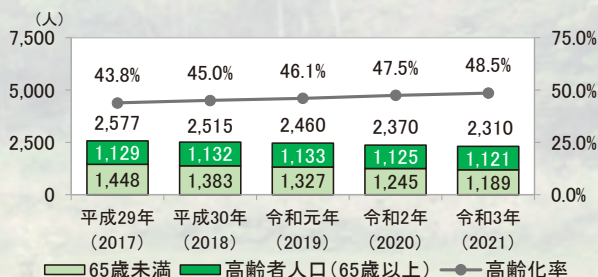
あいことば

未来へつなぐ絆

～ぬくもりある相生～

■人口	2,310人
■65歳以上の人口	1,121人
■高齢化率	48.5%
■世帯数	1,060世帯

※令和3年9月末時点



つながり強化(人・場所・情報)

課題

- 小地区の繋がりの希薄化、情報不足
- 独居や高齢世帯の増加、フレイル、社会的孤立
- 交流人口や若年世代の人口減少
- 楽しみや交流、社会参加の機会減少

目標

- 人、小地区のつどいの場が活発になる
- 楽しみ、多世代交流、見守りの場がある
- 人や情報、憩いの場が近くにある
- 健康づくりや娯楽を通じたつながりがある

△ 振り返り、新たな課題へ

主体的行動

- 行政、民間、住民が連携して全世代憩いの空間や楽しめるコミュニティをつくる
- 健康体操、サロン、フレイル予防の推進、実施小地域等でのテーマ型の活動

むすびを活動図案

- 集まりやすい場づくりと情報共有の方法
- 子どもや高齢者を自然と見守る環境づくり
- 健康づくり(運動・フレイル予防・食育等)
- 娯楽の機会、多世代の交流

地域力向上

課題

- 地域コミュニティの低下、災害への備えや助けが必要な人の情報把握が不十分
- 緊急時の避難体制が整っていない
- 地域活動人口増、仲間を増やしたい

目標

- 地域ぐるみで災害への備えができ手助けが必要な人の把握や自主防災が活発になる
- 活動人口増、様々な活動で相生が元気になる
- 住民や団体の活躍の場が広がる

△ 振り返り、新たな課題へ

主体的行動

- 防災活動に積極的に参加する
- 地域活動に積極的に参加する
- 世代間連携で地域活性化策を検討実施する
- 町外在住者や民間企業等との連携協働

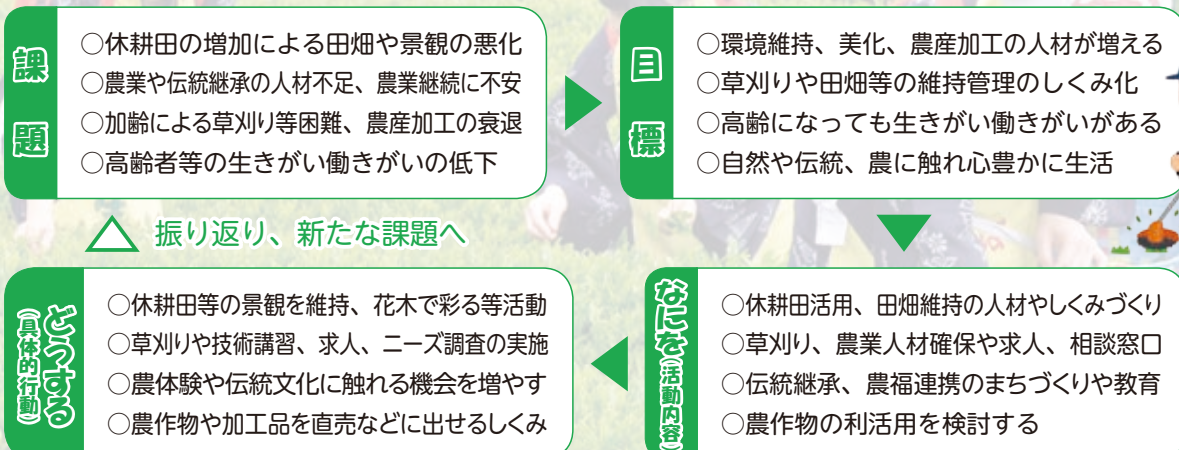
むすびを活動図案

- 地域で顔の見える関係づくり、防災活動
- 地域の人材発掘育成、活動の継続や発展
- 団体やグループの枠を超えた協働
- 仲間づくりや関係人口を増やす取り組み

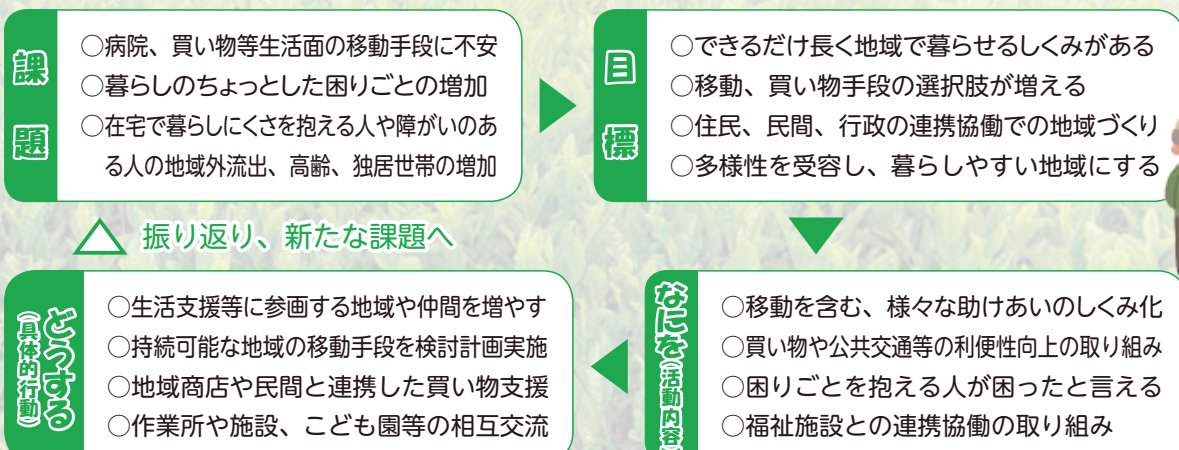
令和3年度相生地区地域活動者数（一部抜粋）

- 社協登録ボランティア団体数・会員数
ボランティア団体：11団体
ボランティア会員数：255名
- フレイルサポーター：27名
- 民生児童委員：15名
- 婦人会：76名
- 相生老人クラブ連合会
単位クラブ数：5クラブ
会員数：192名（男性73名 女性119名）
友愛訪問員数：18名
- いきいき100歳体操の開催状況
地区会場数：14か所
地区参加者数：222名

素敵な農村を次世代につなぐ



生活支援・支えあい



○各地区(旧町村単位)で策定した地域福祉活動計画について

旧町村単位で開催した住民座談会の結果を基に、今後それぞれの地域において地域福祉を推進していくための活動指針となる各地区『地域福祉活動計画』が策定されました。

那賀町は東西に幅広く、地域資源や課題、ニーズといったものは地域によって様々であり、町全体で同じ計画を実行することが難しい部分があります。特に地域にかかわるすべての人が参画・協働して取り組む民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」においては、より小地区での計画づくりが必要となります。そこで住民座談会で地域活動者を中心に、旧町村ごとに今後、5年間で重点的に取り組んでいくテーマを絞り、策定したものが各地区『地域福祉活動計画』となります。

那賀町全体の計画として策定された「第3次地域福祉計画・第1次地域福祉活動計画」と並行して、各地区『地域福祉活動計画』を令和4年度より5年間、計画の実行・見直しを行います。

○計画の推進について

- ・計画の推進にあたっては、町民や地域活動団体、ボランティアの活動が重要です。社協や行政の取り組みも合わせて、それぞれが主体の役割を意識しながら、協働して計画の推進を行います。
- ・地域力の向上と効果的な計画推進のため、それぞれの地域で住民座談会(ワークショップ)等を開催し、地域の多様な主体間での現状・課題の共有や住民主体の地域活動を支援します。

○各地区『地域福祉活動計画』実施期間等について

- ・令和4年度から令和8年度までの5年間計画となります。
- ・地域からの新しいニーズ、国及び県、町の動向を踏まえながら必要に応じて住民座談会等で計画の見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画準備・策定	→					
計画実施・見直し		→				
次期計画準備・策定					→	

那賀町地域福祉活動計画の詳しい内容は
那賀町社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。



社会福祉法人 那賀町社会福祉協議会

電話 0884-64-0026(代表) Fax 0884-64-0065

〒771-5406 那賀郡那賀町延野字王子原31-1